

# 都市再生整備計画

あまがさきし 尼崎市コミュニティサイクル すいしんちく 推進地区

ひょうごけん 兵庫県 あまがさきし 尼崎市

令和3年4月

都市再生整備計画の目標及び計画期間

都道府県名	兵庫県	市町村名	尼崎市	地区名	尼崎市コミュニティサイクル推進地区	面積	50.72	ha
計画期間	令和 3 年度 ~ 令和 5 年度	交付期間	令和 3 年度 ~ 令和 5 年度					

**目標**  
 大目標: 自転車利用に適した特性をまちの強みと位置づけ、自転車の持つメリットを最大限に活かすことのできる「自転車のまちづくり」を推進する。  
 小目標: 南北移動の利便性向上や観光資源の有効活用に資するコミュニティサイクル事業を推進する。

**目標設定の根拠**  
**まちづくりの経緯及び現況**  
 本市では、平成29年3月に「尼崎市自転車のまちづくり推進条例」を制定した。平成30年3月には、同条例に基づき、自転車のまちづくり関連施策を総合的かつ計画的に推進するため、尼崎市自転車のまちづくり推進庁内連携会議における議論や尼崎市自転車のまちづくり推進協議会における意見聴取などを経て、「尼崎市自転車のまちづくり推進計画」(計画期間:平成30年～令和4年度)を策定し、自転車で移動しやすいことをまちの強みと位置づけ、自転車のもつメリットを最大限活かすまちづくりを進めている。  
 また、平成30年12月から令和2年3月末まで、民間事業者によるコミュニティサイクル・ビジネスの本市域における本格導入及び継続実施を見据え「尼崎市コミュニティサイクル実証実験」を実施した。  
 同実験の結果から、下記の成果が得られ、コミュニティサイクル事業は本市の自転車のまちづくりに資するという結論に至った。  
 ①尼崎市域内のJR・阪急・阪神の鉄道駅相互間における南北方向の移動の利便性の向上に資すること  
 ②尼崎市域に存在する尼っ子リンロードや尼崎21世紀の森など新たな魅力の発見の手段となりうること  
 コミュニティサイクル事業は実験で実証された効果だけではなく、観光施策の展開、地域経済の活性化、温室効果ガスによる地球環境負荷の低減及び放置自転車の防止等にも期待されることである。  
 そのため、こうした公共性を有するコミュニティサイクルという仕組みが、まずは本市域内で継続されることを第一に、令和3年4月1日以降は官民連携でのコミュニティサイクル事業に取り組むこととする。

**課題**  
 ・コミュニティサイクルポート用地の確保(サイクルポートは順次増設しているものの、利用者からポート数・ラック数の拡充を望む意見が多い。)  
 ・観光施策に取り組んでいく中で、コミュニティサイクルを含む自転車での移動に適した市内周遊コースを構築する必要がある。

将来ビジョン(中長期)

尼崎市自転車のまちづくり推進計画(平成30年3月策定)  
 自転車が利用しやすく、市民の暮らしに欠かせない尼崎市において、自転車利用に適した特性をまちの強みと位置づけ、自転車の持つメリットを最大限に活かすことのできる「自転車のまちづくり」を推進する。

**目標を定量化する指標**

指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値	目標年度
コミュニティサイクル総利用回数	回	市内のサイクルポートにて貸出または返却された移動パターンの1年間の合計回数	コミュニティサイクルの利用を促進することにより、移動の利便性の向上、地域の活性化を図る。	10,598回	R元年度	30,000回	R5年度
サイクルポート数	箇所	市内のサイクルポート数(市が確保する公共用地ポートと民間事業者が確保する民間用地ポートの合計)	サイクルポート設置数を増やす事で、移動の利便性の向上を図る。	24箇所	R元年度	50箇所	R5年度

## 都市再生整備計画の整備方針等

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
【コミュニティサイクルの利用を促進することにより、南北移動の利便性向上や観光資源の有効活用を図る】 ・市域にあるサイクルポート数を増やし、更なる利便性の向上を図る。	【協定制度等】公園占用許可の特例を活用するサイクルポートの設置
その他	

交付対象事業等一覧表

交付対象事業費	0	交付限度額	0.0	国費率	0
---------	---	-------	-----	-----	---

(金額の単位は百万円)

事業	細項目	事業箇所名	事業主体	直/間	規模	(参考)事業期間		交付期間内事業期間		(参考)全体事業費	交付期間内事業費	うち官負担分	うち民負担分	交付対象事業費
						開始年度	終了年度	開始年度	終了年度					
道路														
公園														
河川														
下水道														
駐車場有効利用システム														
地域生活基盤施設 (広場)														
高質空間形成施設 (緑化施設等)														
高次都市施設														
既存建造物活用事業														
土地区画整理事業														
市街地再開発事業														
住宅街区整備事業														
地区再開発事業														
バリアフリー環境整備促進事業														
優良建築物等整備事業														
住宅市街地総合整備事業	拠点開発型													
	沿道等整備型													
	密集住宅市街地整備型													
	耐震改修促進型													
街なみ環境整備事業														
住宅地区改良事業等														
都心共同住宅供給事業														
公営住宅等整備														
都市再生住宅等整備														
防災街区整備事業														
合計										0	0	0	0	0

事業	細項目	事業箇所名	事業主体	直/間	規模	(参考)事業期間		交付期間内事業期間		(参考)全体事業費	交付期間内事業費	うち官負担分	うち民負担分	交付対象事業費
						開始年度	終了年度	開始年度	終了年度					
地域創造支援事業														0
事業活用調査		-			-									0
まちづくり活動推進事業		-			-									0
合計										0	0	0	0	0
													合計(A+B)	0

事業	事業箇所名	事業主体	所管省庁名	規模	(いずれかに○)				事業期間		全体事業費
					直轄	補助	地方単独	民間	開始年度	終了年度	
合計											0

※基幹事業及び提案事業を使わない場合には不要

協定制度等の取り組み

官民連携によるエリアマネジメント方針等

事業番号	事業	事業の目的/事業によって解決される課題	事業期間	事業主体(占有主体)	活用する制度					
					道路占用許可特例(都市再生特別措置法46条10項)	河川敷地占用許可(河川敷地占用許可準則22)	都市公園占用許可特例(都市再生特別措置法第46条12項)	都市利便増進協定(都市再生特別措置法46条15項)	都市再生整備歩行者経路協定(都市再生特別措置法46条14項)	低未利用土地利用促進協定(都市再生特別措置法第46条16項)
1	●コミュニティサイクル事業の実施運営 サイクルポート(自転車駐車器具)の用地確保、事業運営、違法駐輪対策等	南北移動の利便性向上や観光資源の有効活用に資するコミュニティサイクル事業を推進する。	R3～R5	・尼崎市(実施主体) ・市と協定等を結んだ事業者(運営主体)			○			
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										

制度の活用計画		
占用対象施設	占用の場所	都市公園の環境の維持及び向上を図るための措置
都市公園 占用許可 特例対象 施設 1 自転車駐車器具(サイクルポート)	尼崎市内の市が管理する都市公園において、公園管理者と協議し許可を得られた公園利用に支障をきたさない部分を対象とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・占用部分の清掃。</li> <li>・占用部分及び周辺におけるコミュニティサイクル及びコミュニティサイクルに起因すると客観的に思われる一般自転車の放置対策</li> <li>・公園利用者及びポート利用者からのコミュニティサイクルに関連する問い合わせやトラブルの対応</li> <li>・潜在的な公園利用希望者へのコミュニティサイクルの積極的な周知</li> </ul>

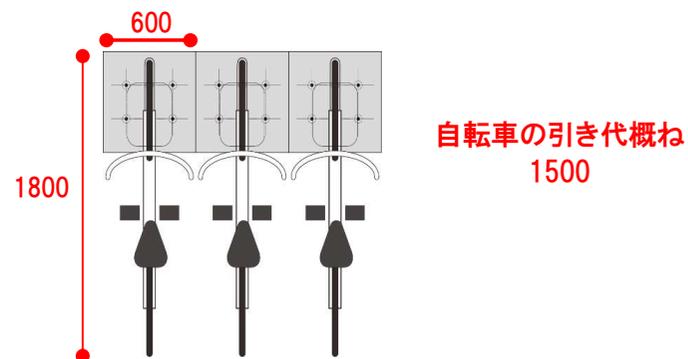
制度別詳細【都市公園占用許可の特例:自転車駐車器具】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

90度ラックのイメージ(実証実験時の写真)



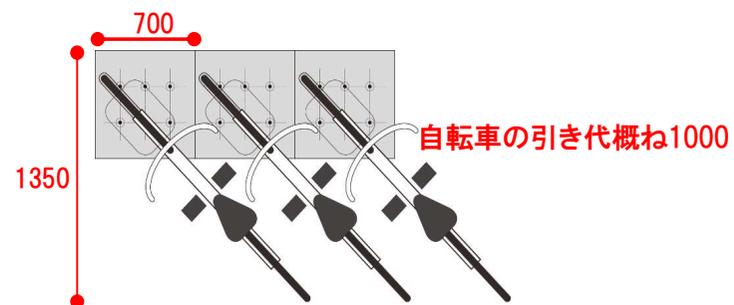
一方向に垂直に並べて駐輪(90度ラック)



45度ラックのイメージ(実証実験時の写真)



一方向に斜めに並べて駐輪(45度ラック)

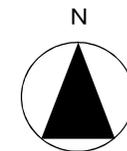


都市再生整備計画の区域

尼崎市コミュニティサイクル推進地区(兵庫県尼崎市)	面積	50.72 ha	区域	尼崎市全域
---------------------------	----	----------	----	-------



尼崎市内の市が管理する都市公園を  
特例許可の対象とする。



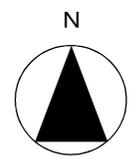
凡例

-  都市再生整備計画区

出典:地理院地図に区域線を追記して作成

尼崎市コミュニティサイクル推進地区(兵庫県尼崎市) 整備方針概要図

目標	大目標: 自転車利用に適した特性をまちの強みと位置づけ、自転車の持つメリットを最大限に活かすことのできる「自転車のまちづくり」を推進する。 小目標: 南北移動の利便性向上や観光資源の有効活用に資するコミュニティサイクル事業を推進する。	代表的な指標	コミュニティサイクル総利用回数	回	10,598	(R元年度)	→	30,000	(R5年度)
			サイクルポート数	箇所	24	(R元年度)	→	50	(R5年度)



凡例

都市再生整備計画区

出典: 地理院地図に区域線を追記して作成